

令和6年度 第7回

上島町農業委員会
議 事 録

令和6年10月11日

開	会	令和6年10月11日 13時30分		
閉	会	令和6年10月11日 14時30分		
開	催 場 所	上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現 地 見回り	日 時	① 9/24 9:00	② 9/24 9:30	③ 9/24 16:00
		④ 10/1 9:00	⑤ 10/3 9:00	
	農業委員 推進委員	① 古本 貢 委員	② 古本 貢 委員	③ 青木 俊樹 委員
		④ 児玉 昭一 委員	⑤ 村上 穂 委員	
	事 務 局	①～⑤ 田名後高広		
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	村上 穂 委員
		西原 邦彦 委員	砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員
		田中 一富 委員	竹川 修 委員	村上 啓祥 委員
		岡辺 恒一 委員	濱本 等 委員	児玉 昭一 委員
		青木 俊樹 委員		
欠 席 委 員		平岡 修 委員	森本 隆人 委員	
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広
議 事 録 署 名 人		田中 一富 委員	砂川 正治 委員	
議 事 の 概 要		日程第1	会議録署名委員の指名について	
		第1号議案	農用地利用集積計画(案)の諮問について(岩城)	
		第2号議案	農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画	
			(案)の諮問について(岩城)	
		第3号議案	農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画	
			(案)の諮問について(岩城)	
		第4号議案	農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画	
			(案)の諮問について(岩城)	
		第5号議案	農地中間管理事業に係る一括方式農用地利用集積計画	
			(案)の諮問について(岩城)	
		第6号議案	農地法第3条許可申請について(弓削)	
		第7号議案	農地法第5条許可申請について(生名)	
		その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他	

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻となりましたので、ただ今より、令和6年度第7回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日は、平岡推進委員と森本推進委員が欠席となっています。本日の出席委員数は、農業委員 8 名、推進委員5名です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会 長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議 長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。田中委員、砂川委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農用地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認は私から説明いたします。
		9月24日ですね、事務局と現地確認しまして、写真ではちょっと分かりづらいですけど、きれいに耕耘してまして、今にも、作付け、栽培できる状態でした。ですから、別に問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
採 決	議 長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(賛成多数)
	議 長	賛成多数という事で、町から諮問された第1号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第2号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第2号議案、農用地利用集積計画(案)について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること（年間150日以上）となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第2号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、児玉委員の説明を求めます。
	児玉委員	10月1日に事務局と現地確認に行つてまいりました。レモンを植えておりまして、正確には分かりませんが、10年ぐらいたった若い成木です。しっかり管理されており、健康に見えました。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	（意見なし）
	議 長	それでは、第2号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	（賛成多数）
	議 長	賛成多数ということで、町から諮問された第2号議案に係る計画（案）が適切である旨答申します。
第3号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第3号議案、農用地利用集積計画（案）について事務局から説明を求めます。
	事務局	（内容説明）
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること（年間150日以上）となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、児玉委員の説明を求めます。
	児玉委員	10月1日事務局と現地確認に行つてまいりました。これは赤石の中筋、けっこう山のあたりになるんですけど、この畑は、傾斜もあまりきつなく、作業しやすい場所です。写真ではよく分かりにくいですが、これもレモンの成木で、10年ぐらいたっています。健康でありました。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	（意見なし）
	議 長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決	各委員	（賛成多数）
	議 長	賛成多数という事で、町から諮問された第3号議案に係る計画（案）が

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		適切である旨答申します。
第 4 号議案	議 長	それでは語案審議に入ります。第 4 号議案、農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第 4 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認した私から説明いたします。
	議 長	9月24日に事務局と確認しました。写真では、はっきり分からないんですけども、田んぼでして、稲が植わってしまして、既に稲刈りしているんですけども、現状は作付けされているような状況で、別に問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見。ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
		それでは、第 4 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、町から諮問された第 4 号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第 5 号議案	議 長	それでは語案審議に入ります。第 5 号議案、農用地利用集積計画(案)について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農業経営基盤強化促進法における農用地利用集積計画で利用権の設定等を受ける者の要件について、①農用地の全てを効率的に耕作すること。②農作業に常時従事すること(年間150日以上)となっており、全ての要件を満たしていると判断されます。第 4 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された、西原委員の説明を求めます。
	西原委員	10 月 1 日に事務局と現地確認に行きました。写真には雑木がたくさん生えてますけど、今現在、重機を入れてきれいに整地されております。その後にレモンを植えるそうなんですけど、この畑の隣が私が耕作している畑なのですごく便利になると思います。何も問題ないと思います。以上です。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第 5 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、町から諮問された第5号議案に係る計画(案)が適切である旨答申します。
第6号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第 6 号議案、農地法第 3 条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		農地法第 3 条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間 1 5 0 日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第 6 号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された青木委員の説明を求めます。
	青木委員	事務局と現地確認してまいりました。現地は背の高い草は生えていますが、草刈り機で刈れば、耕作できるようになると思います。また、譲受人は、現役で働いておられますが、家族でされるという事なので、問題はないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	各委員	(意見なし)
	議 長	それでは、第 6 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採 決	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、許可といたします。
第 7 号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第 7 号議案、農地法第 5 条許可申請について、事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」については、(1) 農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第 5 条 2 項 3 号)については、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計

[illegible]

